

仕様書

- 1 件 名 入間市新庁舎等の什器の購入
- 2 契約目的 新庁舎の新築及び現庁舎（C棟）の改修に伴い、執務室等環境の整備に必要な什器を購入する。
- 3 納入場所 入間市豊岡一丁目16番1号
※配置については、別紙「什器配置図」で図示した場所とする。ただし、詳細については発注者と確認を行い、配置変更が生じた場合にはそれに応じること。
- 4 品名及び数量 別紙「購入物品一覧」のとおり
なお、物品の固定(転倒防止策含む)等及びその他必要品の取得についても本契約に含まれる。
別紙「什器配置図」に記載がない物品（職員用の椅子等）については、契約後発注者より指定された納入時期に納入すること。
※別紙「購入物品一覧」に記載された物品以外の物品により応札を希望する場合は、別紙「同等品申請書」に加え同等品以上の仕様、品質、性能を有することを証明する資料（カタログ、図面、サンプル等）を提出のうえ、発注者の承認を得ること。
※物品の色については契約締結後にサンプル等を用いて発注者と協議のうえ決定するものとし、金額の増減はないものとする。
- 5 納入期限 別紙「購入物品一覧」の「建物名・フロア名」及び「品名」毎に納入期限は以下のとおりとする。

—	建物名・フロア名・品名	納入期限
①	C棟B1Fの「書庫B1-2」	令和9年4月上旬～5月23日(日)
②	新庁舎1階～3階	令和9年5月1日(土)～5月23日(日)
③	C棟1階・4階・5階の「ロッカー」	令和9年4月上旬～5月23日(日)
④	C棟2階	令和9年9月下旬～10月上旬の内5日間程度
⑤	C棟3階	令和10年1月下旬～2月上旬の内5日間程度
⑥	C棟4階	令和10年5月下旬～6月上旬の内5日間程度
⑦	C棟1階、C棟B1F	令和11年3月下旬

※実際の納入にあたっては、日時は別途発注者と協議の上調整すること。

※工事の進捗による納入期限の変更に対応すること。

- 6 検 収 上記「仕様書」5 納入期限に記載の①～⑦について、物品の納入完了後にそれぞれ発注者が納入物品の検収を行うものとする。
- 7 支 払 い 別添「特記事項仕様書」に記載のとおり
- 8 調達する物品の基準
- (1)国際標準化機構（ISO）品質保証規格 9001、環境マネジメント規格 14001 及び日本産業 規格（JIS）認定メーカーで製造された製品であること。
 - (2)修理等の費用は、入間市の故意又は重過失によるものを除き、納入後1年間は無償とすること。ただし、メーカー保証が1年以上ある場合にはその期間とする。
 - (3)物品の取扱いについては、十分説明を行うこと。
 - (4)納入する際は、エレベーターの使用が可能であること。
 - (5)納入する物品は新品であること。
- 9 納入条件・遵守事項
- (1)納入に先立ち現場の状況を確認し、製品搬入経路等を発注者と協議のうえ搬入養生・設置計画表を作成し、発注者の承諾を得ること。
なお、先に契約している移転業者側で什器搬入動線やエレベーター等の養生は設置するため、移転業者と協議の上その他必要な場所に養生を設置すること。
 - (2)受注者は契約締結後、「納入計画書(工程表、作業計画、納入体制図等)」を作成し、発注者に提出すること。
 - (3)納入・組立・設置（転倒防止策含む）に必要な経費は受注者の負担とする。
 - (4)納入・組立・設置に関しては受注者が行うこととし、発生した梱包材や粉塵等は受注者の負担により清掃のうえ持ち帰り、適切に処分すること。
 - (5)納入物品の損傷等が明らかになったときは、受注者の負担により速やかに復旧すること。
 - (6)建物の内外装、造作等に損傷を与えた場合は、速やかに手直し方法を明確にしたうえで発注者に報告をし、受注者の責任と負担により修繕を行うこと。
 - (7)納入・組立・設置作業については、原則8時30分から17時とする。
 - (8)受注者は、発注者が指示した場合、本業務の従事者及び現場責任者を選出し、氏名を予め発注者に届け出ること。
 - (9)受注者は、作業員に対し名札・腕章等を着用させる等、当該作業員が本業務の従事者であることが明らかに認識できるようにすること。
 - (10)受注者は、エレベーター等設備を使用する場合は丁寧に扱うこと。
 - (11)受注者は、業務に直接関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。
 - (12)納入場所内では、本契約と並行して各種工事や移設、移転作業等が行われているため、必要に応じて業者間で調整し、円滑な作業進捗に協力すること。
 - (13)この仕様書に記載されていない事項については、別途発注者と協議のうえ決定する。

10 事故防止と補填

(1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、事故の防止に万全の注意を払うこと。

(2) 次の条項の事故が発生したときは、受注者の責任において処理すること。

- ① 本業務により生じた第三者、来訪者、発注者の職員及びその関係者、受注者の作業員の人身事故
- ② 作業車両等による車両事故
- ③ 敷地内通路の縁石、植栽及び建物とそれに付随する設備に対する事故
- ④ 移動物品等の損傷に関する事故
- ⑤ その他受注者の管理責任に基づく事故